

平成29年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に 関して講じた施策に関する報告について

1 趣旨

本報告は、自衛隊員倫理法（平成11年法律第130号。以下「倫理法」という。）第4条の規定により、平成29年度の自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策について、国会に報告するものである。（一般職と同様）

2 報告書の概要

(1) 各種報告書の提出件数

- ・贈与等報告書 … 896件（28年度 1,118件）
- ・株取引等報告書 … 1件（28年 3件）
- ・所得等報告書 … 111件（28年 119件）

(2) 倫理監督官への届出等の状況

- ・利害関係者との飲食の届出（1万円を超える場合）… 4件（28年度 0件）
- ・利害関係者からの依頼による講演等の承認 … 488件（28年度 499件）

(3) 懲戒処分等の状況

- ・倫理法違反行為に対して、懲戒処分の措置が行われた事案… 5件
（減給8名、戒告8名）
（28年度 0件）
- ・倫理法違反行為に対して、訓戒等の措置が行われた事案 … 3件（17名）
（28年度 1件（1名））

(4) 倫理法等の適正な運用の確保等のための施策

- ①自衛隊員等倫理週間（平成29年12月1日から同月7日）の設定及び当該期間中において以下の施策を実施
 - ・倫理監督官から訓示を行うとともに、部外講師による講演会の実施
 - ・全隊員を対象とした教育資料及び倫理ビデオによる教育等の実施
 - ・部内及び部外のそれぞれに対する啓発用パンフレットの作成及び配付
- ②各種研修において、自衛隊員の倫理感の醸成・保持のためのカリキュラムを充実
- ③総括倫理管理官から、利害関係者等が開催する立食パーティーに招待され、参加する場合の留意事項について各倫理管理官に対して周知徹底
- ④各種会議等において、倫理法の周知徹底等の指示・指導を実施

3 閣議

平成30年9月7日（金）